Vol.27

農業委員会では、耕作を目的とする農地情報 の収集・提供を行っています。

売買・貸借等の意向がある方は、是非ご相談下さい。

売りたい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)
1	平赤井字二の町(1筆)	田	15.22
2	平下神谷字大師(1筆)	田	9.96
3	平下神谷字大師(9筆) ※No.2の所有者とは別になります	田	42.89
4	小名浜南富岡字真石(9筆)	田	98.05

ご覧になって、手続き等の詳細を知りたいという方 は農業委員会事務局までお問い合わせください。

※今回掲載した農地以外にも売買・貸借等の意 向がある方は、是非ご相談ください。

貸したい

No.	農地の所在地	地目	面積(a)	
1	平沼ノ内字堂下(1筆)	田	12.92	
2	小名浜金成字宮ノ作(1筆)	田	23.98	
3	錦町成沢(3筆)	田	28.18	
4	常磐西郷町忠多(2筆)	田	2.78	
5	常磐西郷町大夫(1筆)	田	9.92	

【お問い合わせ】



農業委員会事務局 農地調整係 0246 (22) 7578

《加入要件》

加入できます。

するための公的年金です。

次の3つの要件を満たす農業者が

階建て部分がない国民年金に上乗せ

農業者年金は、

厚生年金と違

11

年間60日以上農業に従

事

納

税

猶予が打ち

切

ら

れ、

面

積

に 子

応

放棄などにより、 の廃止や農地以外

例外を除

いて

適用を受けている農地は、

農業経営

への転 部

用、

耕作

贈与税や相

続

税の納税猶予の

引き続き農業経営を行うことを条

じ、

税額の全部または一

部に利

税

を付して納付が必要となります。

地の

納税猶予制度は、

農地

0

相

止

◎2歳以上6歳未満の方 国民年金第1号被保険者 保険料免除者を除く)

ら 6 望して加入する制度で、 平成14年1月からの新料控除の対象となります。 額保険料を設定でき、 万7千 **農者年** 円の範囲で千円単位の 金の保険料は、 からの新制 全額社会保 任 2 度は、 意脱 万円 退 が希 険月か

けら

た税制

上 継

0

特

例

措

置

で

す

0) 設 援

たします。

続き農地

0

適

正

な

活

用

をお

制度を利

用されている方は、

するとともに、

農業後継者を

支

農業経営の

続を図るために

続等による農業経営の細分化を防

農地の

受けている方へ 納税猶予を のではないでしょうか を多くすることが可能であれば らず年金として支給されるため 退一時金の支給はありませ かな老後に備えることができる 来の支給額を増やすことができ 加入期間が短くても月々の保険 に関 脱

のた保険 は 加 入期 間

農業者年金

ら「現況届」が郵送されます。 ている方あてに、農業者年金基金か の提出は6月末日までです えてみませんか? 農業者年金受給権者現況 あられますので、 提出し忘れると、 毎年5月下旬、 提出期限は6月末日となってお 必ず提出してください。 農業者年金を受け ご注意ください 年金の入金が差し の加入」 を老 ĺ 届 将 お問い合わせ

農業委員会事務局 ₹2217534

農政振興

ますので、